

令和2年度  
第2回佐世保市廃棄物処理施設専門委員会  
議事録

- <日時> 令和2年7月28日(火) 14:00~16:00  
<場所> 長崎大学工学部大会議室  
<議題> 産業廃棄物、一般廃棄物中間処理(焼却)施設の設置許可申請に係る生活環境への影響について

(事務局)

本日の資料は、前回の委員会及び研究会における質疑応答の概要と、それについて申請者からの補足説明及び各委員からいただいた追加質問に関する回答をまとめたものである。

委員長

本日の資料について、申請者から説明することはあるか。

申請者

【別紙1 2号炉煙突と1号炉高さとの高低差がわかる資料について】

GL面の高さの差が10.3mほどある。2号炉の煙突の高さが35m、1号炉が40mとなっている。2号炉と1号炉の距離は100mほど離れている。

これに関連して別紙2の説明を合わせて行う。

【別紙2 煙の拡散予測資料について】

煙の拡散については前回質問があったとおり懸念されている事項だと思う。

別紙2がダウンプロー、ダウンウォッシュ等煙が下がった時の予測結果になる。1号炉建屋と比較して実際は2号炉建屋の方が(煙源と)近接しているため、その建屋において影響を受けるときの数値として予測している。元々の排ガスレベルがかなり低いということもあり、最大着地濃度においても環境基準を十分満足する結果にはなっている。

ダウンプロー、ダウンウォッシュは、建屋の状況や風速の影響で出てくる項目にはなるが、その対応策として一般的に考えられるのが煙突を高く上げる、排ガスの吐出速度を上げることになる。この施設の場合は、吐出速度が上がるよう設計的に工夫している。

この吐出速度の値は20.24mになっており、ダウンプロー等が発生するのは吐出速度に対して風速が3分の2以上の強い平均風速が発生した場合であり、20.24mの吐出速度であれば約13.5mの風速となる。

実際に建設予定地で現地調査を地上10mで行った結果、通常のアベロギスでも風

速 2 m、上空 30m~40mに上げても風速 4~5 m程度になると思う。そういう意味で、吐出速度 20.24mではダウブロー等の現象は起こらない設計となっている。

最大値を見ても、1年間計測して台風時に一度風速 13m 超えとなっているが、ダウブローが起こりうる風速 13.5mを下回っているので、設計上ではこのような現象が起こらないように工夫がされている。

影響予測に関しては、1号炉稼働中の大気濃度をバックグラウンドとして、それに上乗せした形で行っているため、大気質的には影響のない施設として設計をしていると判断している。

#### 【別紙3 地質調査資料について】

新たに場内に2か所の井戸を掘るにあたって、近隣にある既設の簡易水道の井戸と干渉しないのか、という意見を受けて、先に提出した資料の地図がわかりにくいということで、新たに「資料3-1」として提出する。

「資料3-1」の環境リサイクルエネルギーの位置が「◆新設井戸」のところ。「◎簡易水道 no.1」と「◎簡易水道 no.2」が地元の既存井戸。no.1が海拔 10mの位置、no.2が海拔 5.6mの位置にある。no.1が深さ 100mの位置にポンプがあり、no.2が 150mの位置にポンプがある。

一方、申請者の新設井戸は2か所、入口のところ海拔 28mとさらに上がった 38mの位置に井戸を掘っている。ポンプは海拔 28mのところは 114m、海拔 38mのところは 108mの深さに据えている。

別紙3「地質概要」をご覧いただきたい。地質概要から水脈の断層を示した図面である。先に我々が井戸を掘るにあたって、十分な水量を確保するために調査を行った時の報告書である。これを見ると、A断層とB断層がある。B断層の中に簡易水道があり、一方我々の井戸はA断層のところに水脈があり、断層が違っているということである。

このようなことから地元の簡易水道に対して影響はほとんど出ないであろうと推測している。

#### 【別紙4 一廃・産廃処理施設資料について】

前回説明した中で不十分なところがあった。栗本鉄工所のロータリーキルン&ストーカの納入実績としては、古いものを合わせて3基ある。そのうち1基は老朽化のために現在廃止している。稼働している残り2基のうち1基については愛知県で稼働しているが、OEMでエンジニアリングメーカーの下請けで施工したものであり、ここでは割愛する。処理能力は95t/日である。

別紙4に添付しているものが96t/日のロータリーキルン&ストーカ炉の実績施設のパンフレットである。東日本大震災の年に完成したもので、約10年間稼働しており、現在も年間330日フル稼働している。これは静岡県御殿場にある業者の施設で、事業

系一般廃棄物の許可を取得しているもので、今回の施設と同様に産業廃棄物、一般廃棄物両方合わせの焼却をしている。

【別紙5 施設稼働後の環境測定資料について】

まず、1号炉建設の時と2号炉建設の時に環境影響調査を行ったポイントは同じなのか、という話があったが同一の箇所である。

また、その後の稼働状況については、5年間の過去のデータを示すとお約束をしていたので、本日がその機会となる。

まず、先に送った別紙5は、環境測定 NO.1 と NO.2 の水質について、平成24年の稼働時期からのデータである。また、今日新たに配付した資料は、水質だけではなく、騒音、振動、排ガス測定等についての過去5年のデータである。資料のとおり、地元と取り交わしている覚書の基準を含めて環境基準を超えているものは無い。

【別紙6 環境基準資料について】

(前回) 環境基準の基準値を示すようにと話があったので、別紙6の中に大気質の排ガス関係、悪臭関係についての資料を添付している。

【別紙7 廃棄物データシート (WDS) について】

本日配付している「資料7」については、「(前回) 水銀が溶出するのではないか、どのような管理をしているのか」という意見があり、「廃棄物データシートによって確認をしている。」と回答していたところだが、具体的な資料として2種類提出する。

まず「資料7-1」が、排出事業者が WDS と呼ばれる廃棄物のデータシートである。これで我々のところにこういう内容のものが入ってくるということを確認する。

一方、我々のところで焼却後、最終処分場で灰の処分を行うが、廃棄物に有機物関係があるということで、どちらかというとも SDS の観点からデータシートにより管理をしながら最終処分場へ排出している。

まとめると、廃棄物を受け入れるとき、排出する時には必ず廃棄物データシートによって廃棄物の性状等について確認をしている。

以上が補足説明である。

(事務局)

●●委員から「第1回佐世保市廃棄物処理施設専門委員会及び研究会質疑応答及び追加質問等の概要」の5ページ、6ページにある「Q16 ①一般廃棄物処理について佐世保市としての今後の想定は」及び「Q16②今回の施設設置により、市外からの受入れが増加することについて佐世保市として問題はないのか。」と質問を受けている。

①佐世保市の処理施設に搬入される一般廃棄物の総量は約9万tと書いているが、8

万 t 台で推移している。近年は平成 28 年の 8 万 8 千 t から 8 万 6 千 t、8 万 5 千 t と微減傾向にある。この内、燃やせるごみについて、平成 28 年度 4 万 3 千 t、29 年度 4 万 2 千 t、30 年度 4 万 2 千 t で、大体 9 割程度が一般廃棄物中の燃やせるごみとなっており、東西クリーンセンターにおいて全量焼却処理をしている。搬入される量、燃やせるごみについて年々微減傾向にあるという状況である。

②について、「搬入されるごみが増えることについて問題はないのか」とのことであるが、佐世保市には「クリーンピュアとどろき」というし尿処理施設があり、処理後の汚泥は最終的に電氣的に熱を加えて乾燥させ乾燥汚泥として佐世保市のクリーンセンターに助燃材として搬入している。

その他、年に数回で処理槽の清掃をする際に出る汚泥には、砂やし尿以外の異物が混ざっており、含水率も非常に高く佐世保市のクリーンセンターでは処理が出来ないため、それを年間に数百トン ERE に処理をお願いしている。佐世保市として一般廃棄物を ERE に依頼しているのは以上である。

申請者は設立の段階から、域内処理を原則として考えており、域外ではなく佐世保市内を優先して処理をするという前提がある。また、し尿処理施設の清掃汚泥が極端に増えるということもないため、佐世保市として影響があるとは考えてはいない。

委員長

これで補足説明は全て終わりか。これまで質問に対して事業者の方から別紙 1 から 7 まで追加資料について説明があった。それではこれから再度確認したいこと、追加質問があればお願いしたい。

委員

「資料 5 - 1」の 2 枚目、騒音の方に「敷地境界 (L5)」とあるものについて、「No. 2 (新谷郷)」とは。

申請者

新谷郷とは川棚町にある佐世保市との境界であり、新谷郷側との敷地境界として表記した分である。

委員

前回「川棚町側」と記載があった分と対応するのか。

申請者

そうである。

#### 委員

騒音の数値はそれほど大きくないところだが、夏場は虫等（の影響）で数値が大きくなる。No.2の方で平成29年の冬の朝と昼が56dBと数値が大きいとその理由は何か。特殊事情があったのか。搬入を行う箇所の反対側と思われるが。

#### 申請者

夏場についてはセミ等虫の声の可能性がある。冬場についても鳥が飛んできて鳴くようなことがある。このときだけ若干高めだが、場所的には敷地境界に石垣の壁があり、壁による反射のせいで大きな数字が出てきたのかもしれない。

#### 委員長

測定方法についてどのように行ったのか確認をしたい。  
また、なぜL5という値を用いたのか。

#### 申請者

L5については、騒音規制法に基づく特定施設に係る環境基準のラインであり、レベルの高い方の5%で比較することになっている。対象地域においては、環境基準値のL5値であり、透過損失レベルも考慮した測定値ということである。  
測定方法だが、騒音計は積分型を設置して連続監視している。

#### 委員長

測定時間は。

#### 申請者

朝～昼～夜をカバーできるということで、昼頃から設置して、翌日の朝の時間帯終わりまで。

#### 委員長

24時間計測しているのか。

#### 申請者

24時間より若干短い。アセスにおいては24時間行っている。

#### 委員長

自動測定しているため、(No.2の平成29年冬の数値が大きい理由は)確認できないということか。

#### 申請者

パトロールで人が往来しながら音を聞いてはいるが、L5 のレベルになると、突発的な音やカラスが多い時期等にそういう音が入っていることがあるのかもしれない。

#### 委員

排水についても調査地点No.1 とNo.2 の平成 24 年度からの水質データをいただいたが、まったく問題が無い。今回の 2 号炉もクローズドなので、綺麗な排水ができると思う。

あと新設する井戸は、(簡易水道の) 断層とは異なるので問題無いとのことであったが、このことについては地元と協議をして了解を取っているのか。

#### 申請者

地元 7 町からなる宮地区連合町内会がある。宮地区連合町内会に対して、今回 2 号炉を建設の話と、1 号炉の建設の段階から (簡易水道から) 日量 50t の水をいただくということで地元の覚書をいただいている。

2 号炉を建設するにあたっては、水が足りなくなるので新たに井戸を掘ることと断層の違いについて同じような説明を行っている。何かあった場合は必ず補償をするということをお口頭での確約をしている。

専門業者を連れてきて断層の違い等について話をして対応しており、地元は同意しているという認識である。

#### 委員

「資料 5 - 1」の③悪臭について、平成 26 年の夏だけ異様に高い数値 (濃度 22) が出ているが原因は。

#### 申請者

はっきりしたことは覚えていないが、基準 30 を満足しているということで処理したということである。感応試験の臭気濃度の結果であり、悪臭というよりも、夏場に周辺で草刈り等して草木の臭いが立つとどうしても感応・感知してしまう。そういうことにより数値が大きくなったのではないか。施設に問題があったという認識は無い。

#### 委員

地元と環境保全協定を結んでいると思うが、今回 2 号炉を設置するにあたって新たに契約等を結ぶのか、今のままの延長という形でやるのか。その際、基準を変えたりすることがあるのか。

#### 申請者

1号炉建設前の平成19年に地元との同意書、覚書を交わしている。その中で施設の変更もしくは改造があった場合は必ず事前に協議、報告することとなっている。我々は、それに基づき2年前の生活環境影響調査の段階から地元には説明を行っている。

宮地区連合町内会会長とは、バイオマス燃料製造施設、バイオマス等発電施設、環境資源リサイクル施設の3つの施設について覚書、同意書を交わしている。今回、昨年10月、新たに2号炉「焼却施設」という項目を追加している。基本的には1号炉と同様の内容であり、覚書についても前回は踏襲して交わしている。

#### 委員

別紙6の資料「環境基準」を要求したのは私である。「地元と協定を結ぶときに大気汚染防止法などの環境基準に対してかなり無理をしているのではないか」という趣旨で要求したが、環境基準、規制基準と地元協定値が大体同じで、無理をしていなかったということで安心した。

#### 委員長

(2号焼却施設に係る環境影響調査 一概要版一 P23 中段に)工場内の騒音源の中で非常にパワーが大きいものは破砕機とコンプレッサーと書いてあり、これは吸音となっている。具体的に音源に近いところの吸音、遮音対策はイメージとしてどのようにやっているのか。

建屋の場合は、3階までは鉄筋コンクリートで窓が無い。コンクリート部分は窓が無いので遮音性が確実に取れるので良い。4階、5階はALC板だが、窓はあるのか。

#### 申請者

一部を作業空間としていること、メンテナンスも考慮しなければいけないこともあり、採光確保のために窓は付けている。

#### 委員長

第1回の委員会で質問したように、24時間運転するので境界で夜間において50dbという数字は厳しいのではないか。建屋のところでしっかりと遮音性能を確保しておかないと、境界の予測値ではわずか1dBしか下がらない。

その対策として隙間率、その辺りをどの程度工事で現場管理をやっているのかをわかるようであれば教えてほしい。

#### 申請者

騒音発生源として騒音値の高い破砕機等はRC造の構造物の中に設置することとして

いる。建築物としてはグラスウール系の吸音板を全面に貼る。出入口はエアタイトの扉を使うようにする。危険も伴い、日常の出入りが少ない場所でもあるので、そういう形で遮音・音漏れの配慮をしている。

機械に関しては一部対策をしている。振動も含めた対処にはなるが、それは栗本鉄工所の方で解説してもらおう。

夜間運転の仕方としては、廃棄物を燃焼させる関係から、24 時間稼働する上部のクレーンはゴミピットの中にあるので、二重の構造となる。プラットホームとゴミピットのゾーンはシャッターによって遮断し出来るだけ音漏れを配慮する。

管理部分の環境確保、これは施設内の話になるが、ゴミピットと併設して二層の中央操作室等の管理ゾーンがある。全体は鉄骨造であるが、その部分は RC 造の壁を自立させて、臭気漏れ、音漏れ、振動抑制を含め環境保全の確保をする。

ALC に関する事として、1 号炉についてはサイディングを使った構造物となっているが、今回は ALC で外壁を囲う形になっているので、その分遮音性能に関しては効果がある。1 号炉以上に環境に配慮している建物と認識している。

今後管理を行うにあたり、現場では極力隙間の無いような形で遮蔽構造物を作っていくということで進めていきたい。

#### 委員長

遮音性能というのは、隙間率がどの程度かということ現場で管理をしっかりやらないといけない。職人さんたちは音響的な原理がわからずに仕上げていくので、それはしっかり現場管理をやってほしい。「ありがとうございます。」の声あり)

#### 委員

最近佐世保でもかなり大雨が降っている。現地に行った時も水溜りがあったが、建設予定地において大雨でトラブルになるようなことはなかったか。

#### 申請者

6 月 19 日が大雨であった。雨水の流れについては、(前回の専門委員会)で JR の線路側の方に水が滝のように流れ込んでいくところを現場で確認していただいたと思う。ということは、排水路については十分機能を発揮していると認識している。

また、敷地内で一部木が倒れたが、基本的にはほとんど影響はなかった。

#### 委員

「別紙 3 地質調査資料」について、新しい井戸と簡易水道の井戸が干渉しないという説明をされた際に、「水脈断層」という言葉が使われた。断層の中に水があるかもしれないが、ご説明のような言い方だと、同じ領域を両サイドから共有しているようなイ



メージになってしまう。この図をみただけで、断層で区切られて別々の領域になっており、流動場が別なので、関係が無いという説明でよいと思う。

委員長

1号炉の設置時期はいつ頃か。

申請者

平成24年9月から稼働。稼働して8年目になる。

委員長

1号炉を稼働している中で、地域に対する環境保全について気を遣ったことを教えてほしい。

申請者

産業廃棄物処理施設というものは総論賛成であるが各論反対というものが多いが、本施設に関しては同意も割とスムーズに得られた。

その背景には、先人たちが、地元に対していろいろと気を遣いながら、いろいろな活動に参加してきたことがある。清掃活動も一部の職員が出るのではなく、アペシオングループ全体で取り組む。具体的には、市民大清掃には社員30人が町内の清掃活動に参加する、地元・宮地区の春祭り、夏祭り、運動会、漁港の「えびす祭り」等いろいろな催しに参加するなどしている。通学路の見守りも行っている。

また、社員が50名程いるが、そのうち地元の社員が20名弱いる。2号炉についても14～15名の採用を想定しており、なるべく地元から雇用していきたいと思っている。

リスクも伴うが、地域と一体となって施設を運営していくことが総論賛成、各論も賛成とするために大事なことかと思う。先人が築いてきた財産を我々が引き継いでやっていかねばならないと思っている。

委員長

各委員から質問が無ければこれでヒアリングを終了する。

<これより本審査>

(委員長が本審査の議事録署名人に●●委員及び●●委員を指名し、両委員承諾。)

委員長

申請者は1号炉の実績もあり専門的な知見からの質問に対しても真摯に回答してい

たと考えている。委員から意見は無いか。

(事務局)

それぞれの委員の専門分野並びに立場から、生活環境保全上の支障の有無について見解をいただいた上で意見を取りまとめてはどうか。

委員長

そのように行う。順番に申請者の今までの対応や質問に答える形での専門的な知見からの見解をお願いする。

委員

水質担当である。8年間稼働している1号炉の排水のデータを見ても異常が無い。2号炉を設置しても問題が無いと思われる。

気になったのは、新しい井戸の断層であるが、先ほどの質疑応答から「推定断層」ということだが、もし簡易水道と同じ断層であったことにより支障があった場合でも、地元との協定により協議の上対応を行う旨申請者から回答があったので問題無いと思われる。

委員

騒音・振動担当である。一部過去の事例で騒音について境界敷地で厳しい数値があったことから、使い方によっては基準値がオーバーする可能性があるが、今回の施設の設置場所においては比較的民家から離れているので実質的には心配は無いと思われる。

ただし、委員長からも指摘があったように夜に音が出ると地元から不信感を持たれるので、運転の仕方はしっかりしてもらおうよう要望に出してもらえれば問題は無いかと思う。

また、搬入についてもトラックの台数が増えるということである。小学校が結構離れたところにあり、視察前は子供たちが施設の前の道路を通っていくということで心配していたが、歩道と車道がきちっと別れており歩道も広く、加えて今回、搬入時間を遅くし学校の始業時間の後に回しているということで住民に対しての配慮をしていると思う。

運転をきちんと行うよう要望することで十分かと思う。

委員

水質、地下水担当である。既に説明のあったことについて問題無いと思われる。施設の排水はクローズド方式であり、施設の周りから集まってきた水の排水に関しても検査の結果問題が無いということでもある。井戸の干渉に関しても（地元の簡易水道から）

距離も離れており、推定とのことではあるが、断層で地下水流動が区切られているという事なので水質、地下水の観点からは問題無いと思う。

#### 委員

廃棄物処理担当である。元々この施設は1号炉が安定稼働しており実績としては全く問題無いと思う。処理する廃棄物の種類についても、汚泥・廃油・廃プラ等通常のものであり、燃やすものについても問題が無いと思う。焼却灰の測定データも追加提出されているが、これも特に問題が無い。

難しいのは液状の汚泥や廃油、動物のふん尿の処理かと思うが、送られてきたパンフレットにはその液状のものの処理方法も記述されているので問題は無いと思う。ロータリーキルン&ストーカが繋がっていて両方の強みを得られており、品質の悪い(燃焼しにくい)廃棄物についても問題なく処理出来るということで安心している。

昨今水害が多いことを考えると、災害ごみについても今後お世話になることができるのではないかと思う。

一般廃棄物は同じような性状であるが、産業廃棄物は汚泥、廃油、廃プラ等品目ごとに個別に分別されて収集されるので、泥かぶりの廃棄物が来た時に廃プラを混ぜて焼却するなど、工夫してカロリーを上げながら災害ごみにも対応できるのでは、と勝手に期待している。

#### 委員

前回の委員会で、廃棄物を処理する場合に、地上の環境も重要だが地下水への影響については問題無いのかと質問を行った。申請者から地下水の説明を受けた結果、安心している。

将来の環境影響予測については、前回、モデルの話をさせていただいたが、申請者の回答では予測値よりかなり上乗せし余裕をもって設定されているが、それでも十分環境規制値以下ということで検証されているので、そういう意味ではこの施設は環境上問題ないと思う。

最後の要望事項について、1号炉を8年間ずっと運営しているようであり、寿命が何年かはわからないが、8年、10年といったスパンで維持管理をきちんとやってその情報を公表することは大事なことである。

見解としては妥当・適切だと思う。

#### 委員

廃棄物処理担当である。特に最近話題になっている水銀について深く聞かせてもらった。水銀に対する配慮もすごく考えられていたし、実績を聞いても水銀の排出が少ないということだったので、問題は無いと考えている。また、ダイオキシンについても実績

が基準以下ということであり、問題は無いと判断した。

栗本鉄工所の実績を聞くと全国でまだ3基しかないという点が気になるが、ロータリーキルン&ストーカ方式自体、人気がないというかあまり採用されていないということなので、特に問題は無いと考えている。

委員長

ロータリーキルン&ストーカ方式は人気が無いというのはどういった理由か。

委員

普通ロータリーキルンとストーカを2つ設置することがあまりなく、金額も高いはず。そこまでしてやるところがない。もしかしたらオーバースペックみたいに考えられる人もいると思う。

委員

臭い等の担当である。持ち込まれた廃棄物の中にある主にたんぱく質系のものが一番問題だろうと思い質問してみたが、量も多くなく大丈夫だろうという判断している。

過去8年間の臭いのデータを見てみたが、一度だけ数値が大きく上がって他の測定値との違和感があったが、目標値以下であったので問題はなかったのかと思っている。

施設周辺に友人・知人がいるが、周辺で臭いがするというようなことは聞いていないので、1号炉の管理はしっかりしているのではないかと。2号炉も1号炉と同様に厳重に管理していただければいい。

委員長

騒音・振動の担当である。建築物の音響性能という視点から建屋による遮音等について、ポイントは建物の建造の過程における音響性能という視点からは、現場管理をきちんと行うという姿勢が見えたので大丈夫かなと思う。稼働してからの管理上の問題については●●委員と同感である。

1号炉と2号炉が2つ共稼働した場合、●●委員からも発言があったようにメンテナンス、維持管理についてのことを要望事項の中に入れてはどうか。

要望事項の中にどのようなことを書いたらいいかを含め、各委員の意見を伺いながら事務局と委員長と議事録署名人を含めて詰めて、最終的な答申書（意見書）について確認いただき、事務局から市長に提出という手続きでよいか。

（特に意見無し）

委員長

事務局の方から説明を。

(事務局)

(参考資料として、事務局でたたき台を配付後) 前回の1号炉の際、最終処分場を設置した際の要望事項と併せて参考としていただきたい。若干違うところは前回「処理施設の稼働後」という書きぶりがあったため、それだけではなく建設中であるとか、既存の施設を含めて1号炉と1号炉に付属する汚泥の乾燥施設、これに2号炉が追加されるということで全て一体のものとして環境保全について考えなくてはならないと考え、「既存の処理施設に含め」という文言を追加していることである。

また、2名の委員から維持管理の問題、交通安全の問題について(記述して)はどうかということがあったが、川棚町長から佐世保市長に対して意見書を提出されているので読み上げる。

「1 新設炉稼働後の公害防止対策については、新たな公害の発生源とならないよう、事業者による維持管理とメンテナンスを徹底し、正常な稼働を確保すること。また、既設炉についても同様とすること」

「4 新設工事期間中の工事関係車両等のもとより、新設炉稼働後も収集運搬車両等の運行について、周辺道路は地域住民の生活道路であることに鑑み、一般車両及び住民の通行に危険が及ばないよう安全管理に十分配慮すること」

との要望があったので、この部分を文言整理して追加してはどうか。

委員長

事務局からの要望事項(案)の1, 2, 3を読んで加筆、修正、削除等あれば教えてほしい。

「1 処理施設稼働後の維持管理の状況に関する情報の公表については、既存処理施設に関わるものを含めホームページ等に漏れなく確実に掲載すること。」

「2 処理施設稼働後は廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守し、既存処理施設についても適切に維持管理すること。」

「3 処理施設の建設中又は稼働中に地元住民から苦情又は相談があった時は、真摯かつ速やかに対応すること。」

これに川棚町から要望があったものを事務局が整理して4番目に追加するという原案であるがどうか。

委員

川棚町からの意見を加えた方が良くと思う。

委員長

川棚町の境界線の方の騒音が非常に厳しい状況なので、川棚町の要望を4番目として集約して入れることとする。

委員

川棚町からの意見書について、1と4を入れるということであるが、5番の意見も要望事項（案）の3番目に加えてはどうか。

すなわち、「3 処理施設の建設中及び稼働中に」の後に「周辺住民の生活環境に支障を及ぼすことのないよう環境保全に努められ～」という部分を加えたらどうか。

委員長

他には無いか。

（特に意見なし）

委員長

それでは4点あるいは5点になるかもしれないが、事務局とまとめの作業を行い、各委員に確認を最終的に行おうと思うがそれでよいか。

それでは要望事項の確認は事務局からメールを各委員に送付し、最終確認を行うこととする。

委員

施設の中に1号炉があり、今度新しく2号炉ができる。そうすると、環境影響としては今までは1号炉だけであるが、今後は2号炉を含めたものとして測定を行うのか。

（事務局）

そのようになる。

委員

同じ施設内に新しく2号炉を新しく設置した場合と、全くの新規に処理施設を設置する際と捉え方は変わるのか

（事務局）

廃棄物処理施設の大規模な追加の場合、既存があるものの機械の入れ替や能力が10%未満である場合は前回施設の「変更許可」となるが、今回の場合は、同じ敷地内ではあるが新たな施設を作る「新規許可」という考え方になる。

委員

その場合モニタリングは一緒に行うのか。

(事務局)

今回の場合で言うと、1号炉、2号炉、汚泥乾燥施設を一つとして環境保全影響調査を行う。施設の中にその他の施設があるが、それはそれぞれ許可を取られているとのことで、今回に関して言うと1号炉、2号炉、汚泥乾燥施設を含めてワンパックと考えている。

委員長

「既設のものも含めて全体についてモニタリングを行いなさい」ということが、この中に含まれているということで理解してよいか。

(事務局)

そうである。

委員長

それではこれで、審査が一応終わったが、特に委員から何か意見や何か確認したいことがあればお願いします。

(特になし)

委員長

この廃棄物処理施設の設置許可申請に係る案件については審査を終了する。文言については、最終的にもう少し詰めて、各委員に確認を取ることとする。

(事務局)

本来であれば会の冒頭に報告すべきであったが、最後になったことをお詫びする。

この施設は廃棄物処理法に基づき公告縦覧を行わなければいけない施設であると位置づけられており、6月1日から6月30日まで公告縦覧を行い、意見聴取の期限を7月14日までとしていたが、利害関係者からの意見等は無かったことを報告する。

以 上